

**記載例**

この請求書は意見書の作成に対する種別と、診断を行った場合の診断内容についての請求となります。

**介護保険主治医意見書作成料請求書**

医療機関が意見書を作成した月

東久留米市

意見書依頼書の依頼日(意見書を依頼(発送)した日。依頼書の右上の日付。)

作成依頼日 令和 年 月 日

令和 年 月

保険者番号 1 3 2 2 2 5

被保険者	(フリガナ)	クルメ タロウ					
	氏名	久留米 太郎					
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	男	女

請求医療機関	医療機関名	〇〇病院								
	所在地	〒	2	0	3	-	0	0	0	0
		東久留米市〇〇町〇〇-〇〇								
	担当者	医事課 〇〇								
	連絡先	042-470-7777 内線2557								

請求書の内容について、市から問い合わせをさせていただく場合があります。その際の、ご連絡先を記載してください。

意見書作成日 令和 年 月 日

意見書送付日 令和 年 月 日

意見書作成料 種別 (1. 在宅) 2. 施設 (1. 新規) 2. 継続 金額(税抜) 円

申請者の意見書がどの種別か〇をし、金額(税抜)を記載してください。

診断・検査費用	内訳		点数		摘要	
	検査	診断				
	胸部単純X線撮影					
	血液一般検査					
	血液化学検査					
	尿中一般物質定性・半定量検査					
	合計				点数合計 × 10円	円

主治医がなく主訴もない者の意見書作成にあたって診断及び下記検査を行い費用がかかった場合にだけ記入をお願いいたします。検査費用については診療報酬単価に基づき積算した額となります。

請求額	意見書料	5	0	0	0	円
	診断・検査費用					円
	消費税		5	0	0	円
	合計	5	5	0	0	円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続(更新・変更)申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性・半定量検査